

広報

特集
P 2令和3年度
津市の財務書類を公表しますNews
P 4

固定資産税・都市計画税について

連載
P 15

歴史散歩



ゴール目指して
スタートダッシュ！

表紙 第16回津シティマラソン大会が3年ぶりに開催。2,859人のランナーが中心市街地を駆け抜けました。(2月12日 サオリーナ前)

税理士法人 心

相続・税務申告・税務顧問・税務調査・会社設立 他

相続税額 無料診断サービス
※費用には別外や変更もありますので詳しくはホームページをご覧ください ※主たる事務所は名古屋税理士会所属 ※本広告は令和5年2月時点のものです

津駅 0.5分	近鉄四日市駅 1分	松阪駅 1分	名古屋駅 2分	松坂屋 名古屋店内 (栄駅5分)
------------	--------------	-----------	------------	------------------------

他の事務所 東京駅・池袋駅・横浜駅・千葉駅・柏駅・太田川駅・豊田駅・岐阜駅・大阪駅・京都駅 近く

相続税は申告期限があるため
お早めにご相談ください！

相続税申告が必要かご不明な方もお気軽にご相談ください

相談料 0円 相続税 申告費用 13万2,000円(税込)～
※遺産の総額・内容、申告時期、相続人の人数等により異なります。

総合受付 夜間・土日祝相談可(要予約) 平日 9時～21時 受付
土日祝 9時～18時

0120-240-3338

https://www.kokoro.tax



広報津

No 411

3/16

令和5年(2023年)

津市の財務書類を公表します



地方公共団体の会計は、全ての資産・負債情報なども把握できる「発生主義」の考え方が導入されています。津市でも国が示した基準に基づき、資産・負債などの状況や、行政サービスのコストがどのくらいかかっているかなどを示した4つの財務書類を作成し、毎年公表しています。

ここでは、一般会計と全ての特別会計・公営企業会計を合算した市全体の財政状況が分かる「財務書類4表」のうち、貸借対照表と行政コスト計算書の概要をお知らせします。

問い合わせ 財政課 ☎229-3124 📠229-3330



貸借対照表



津市がどれほどの資産を所有し、債務を負っているかのバランスを明らかにしたもので、資産をどのような財源(負債や純資産)で築いてきたのかが分かります。表の左側に預金やこれまで取得してきた土地・建物などの「資産」を、右側にその資産を形成したことによる将来の負担である「負債」と、既に負担した「純資産」を表しています。



家計に例えてみよう!



- **流動資産**…現金、普通預金など
- **固定資産**…家、家具、車など
- **負債**…ローン残高、将来かかる子どもの進学費用など

令和4年3月31日時点 単位:百万円

資産の部			負債の部			
流動資産	現金預金	25,020	流動負債	1年以内償還予定地方債など	18,131	
	基金(財政調整基金、減債基金)	13,311		その他	7,378	
	その他	2,701	合 計		25,510	
	合 計		41,032	固定負債	地方債(1年以内償還予定地方債を除く)など	170,860
固定資産	有形固定資産(土地、建物など)	720,033	退職給付引当金		22,587	
	無形固定資産(ソフトウェアなど)	12,674	その他		85,230	
	その他(投資など)	14,413	合 計		278,677	
	合 計		747,120	負債合計		304,187
	資産合計		788,153	純資産の部		
			純資産		483,966	
			負債・純資産合計		788,153	

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため内訳の計と合計が一致していません。



行政コスト計算書



企業会計における損益計算書の自治体版で、利益の追求を目的とする企業とは違い、営利を目的としない行政サービスの提供にどれだけの費用(コスト)がかかったかを表しています。コストには、「人にかかるコスト」や「物にかかるコスト」など性質別に集計したものと、教育や福祉といった行政サービスの目的別に集計したものがあります。

令和3年4月1日～令和4年3月31日 単位:百万円

区 分	金 額
人にかかるコスト(人件費など)	23,545
物にかかるコスト(消耗品費、減価償却費など)	63,245
その他業務にかかるコスト(公債費の利子など)	48,595
移転支出的なコスト(補助金、社会保障費など)	104,067
経常費用 ①	239,453
使用料、手数料など	75,164
経常収益 ②	75,164
災害復旧事業費など	84
臨時損失 ③	84
資産売却益など	263
臨時利益 ④	263
純行政コスト ①－②＋③－④	164,110

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため内訳の計と合計が一致していません。



家計に例えてみよう!



- **人にかかるコスト**…食費など
- **物にかかるコスト**…水道光熱費、日用品費など
- **その他業務にかかるコスト**…借入金の利子など
- **移転支出的なコスト**…医療費や子どもへの仕送りなど

令和3年度

市民1人당に使ったお金

左下の純行政コストの値を令和4年3月31日時点の津市の人口で割ると、約60万1,411円になります。

主な1人당りコスト

人にかかったコスト	8万6,285円
物にかかったコスト	23万1,773円
業務にかかったコスト	17万8,085円
移転支出的なコスト	38万1,372円

財務書類について詳しくは津市ホームページでご覧いただけます

HP 津市 財務書類

検索

コロナ禍のアルコールと健康

問い合わせ 健康づくり課 ☎229-3310 FAX229-3346

長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響で自宅にいる時間が長く、お酒を早い時間から飲み始めたり、「行動制限が緩和されたから」と飲む機会や飲酒量が多くなったりしていませんか。

お酒を飲む時は適量を超える飲酒はしないように心がけ、お酒との付き合い方を知っておくことで健康を守りましょう。

飲酒による影響

お酒はかつて「百薬の長」といわれていましたが、現在、世界保健機関(WHO)では「酒は60種類以上の病気の原因である」としています。

自殺への影響

飲酒はうつ病の悪化や自殺との強い関連性なども指摘されています。

アルコール依存症の人は、そうでない人と比較して自殺の危険性が約6倍高いとされています。



事故の誘因になるなどの影響

飲酒による、身体運動機能や認知機能、自制心の低下により「交通事故」「転倒・転落」をはじめさまざまな事故が引き起こされます。自らが加害者になることも被害者になることもあり得る大変身近で重要な問題です。



お酒との付き合い方

適量を知りましょう

適量には個人差がありますが「健康日本21」によると男性で1日純アルコール約20g(ビール中瓶1本、日本酒1合以下、缶チューハイ1缶)、女性は約半分、高齢者は女性より少量です。



※飲酒習慣のない人に対して、この量の飲酒を推奨するものではありません。

飲酒は20歳から

成人年齢は18歳に引き下げられましたが、20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。成長期の飲酒は脳への影響が特に大きく、注意力や記憶力、意欲低下を引き起こします。



食事と一緒にゆっくりと

空腹時に飲酒したり、一気に飲むと急性アルコール中毒を起こす危険性があります。



良質な睡眠に寝酒は厳禁

お酒は手軽な睡眠薬ではありません。寝酒は不眠をさらに助長させます。



これらの他にも津市ホームページでは、お酒との上手な付き合い方について掲載しています。アルコール依存症の相談機関も載っていますのでぜひご覧ください。



アルコールと健康

一人で悩まず相談を

日本では治療を必要とするアルコール依存症患者だけでも、約80万人存在すると推定されていますが、実際の受診者数はその5%に当たる3.7万人にとどまっているのが現状です。アルコール依存症は自身で認識しにくい、認めにくい病気であるといわれます。自分一人や家族だけで問題を抱え込まず、相談機関へ連絡してみましょう。



固定資産税・都市計画税について

問い合わせ 資産税課 ☎229-3131(土地) ☎229-3132(家屋・償却資産) FAX 229-3331
資産税課分室 ☎255-8826

・・・固定資産税・都市計画税とは・・・

固定資産税は毎年、賦課期日である1月1日に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」と言います)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内の土地・家屋を所有している人に、固定資産税と合わせて課税されます。

納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として毎年1月1日時点の固定資産の所有者です。

- **土地** 不動産登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人または法人
- **家屋** 不動産登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人または法人
- **償却資産** 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人または法人

・・・土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧・・・

固定資産の価格などを記載した帳簿の縦覧により、自己の所有する土地・家屋と他の土地・家屋との比較ができます。

縦覧期間 4月3日(月)～5月31日(水) ※土・日曜日、祝・休日を除く

ところ 市本庁舎2階資産税課、市久居庁舎3階資産税課分室、各総合支所市民福祉課
※資産税課・資産税課分室では、全市域分の縦覧帳簿を縦覧できますが、市民福祉課では各総合支所管内分に限ります。

手数料 無料

	縦覧できる人	縦覧できる内容
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている土地の所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※縦覧帳簿のコピーはできません。
※土地・家屋の所有者名や税額などは、縦覧の対象には含まれません。

・・・固定資産課税台帳の写しの交付・・・

ところ 市本庁舎2階税務総合窓口、市久居庁舎3階資産税課分室、各総合支所市民福祉課
※課税内容についての説明を希望する人は、資産税課または分室までお越しください。

申請できる人 納税義務者(同一世帯の親族、相続人、委任を受けた人なども含む) ※借地・借家人なども賃貸借契約書など当該権利を証する書類を提示することで交付申請ができます。

手数料 200円(縦覧期間中は借地・借家人などを除き、現年度分に限り無料)

郵送による請求 任意の用紙に「固定資産課税台帳(写し)請求」と明記し、以下の必要事項を記入し

て資産税課(〒514-8611 住所不要)へ
必要事項 申請者の住所・氏名・電話番号、納税義務者の住所・氏名、申請者との続柄
同封するもの 返信用封筒(切手貼付)、マイナンバーカードや運転免許証など申請者の本人確認ができる資料の写し(申請者が納税義務者の相続人である場合は被相続人の死亡および相続関係が分かる戸籍謄本、委任を受けた場合は委任状が必要)
※詳しくは資産税課へお問い合わせください。



・・固定資産税・都市計画税納税通知書の発送・・・・・・・・・・・・・・・・

令和5年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を4月3日(月)に発送します。それぞれの納期限までに最寄りの金融機関などで納めてください。

固定資産税・都市計画税が課税されている土地・家屋の所在地や価格などの課税の内容を記載した課税明細書を納税通知書に添付していますので、ご確

認ください。 ※所有資産が11件以上の場合は別途送付します。

期 別	納期限	期 別	納期限
第1期	5月1日(月)	第3期	12月25日(月)
第2期	7月31日(月)	第4期	来年2月29日(木)

固定資産税・都市計画税に不服がある場合

固定資産税・都市計画税の賦課決定に不服がある場合は、4月3日に発送する納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内の間、文書で津市長に審査請求ができます。詳しくは、資産税課へお問い合わせください。

また、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日後3カ

月以内の間、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。ただし、令和5年度は基準年度(3年に一度、評価替えを行う年度)ではないため、土地の地目変更、家屋の新築・増改築などにより価格に修正があったものに限ります。詳しくは、法務室(☎229-3116)へお問い合わせください。

固定資産の所有者が死亡している場合

固定資産の登記名義人などが賦課期日(1月1日)前に死亡または消滅している場合、賦課期日において現に所有している者が納税義務者になります。



現に所有している者とは、一般的に死亡した人の相続人となります。ただし、死亡した人(消滅した法人)が生前に売買・贈与などで所有権を譲り渡している場合は、生前に所有権を取得した者となります。

現に所有している者(相続人等)であることを知った時点で、現所有者申告書を提出する必要があります。相続人が2人以上いる場合は、代表者を決めた上で同申告書を提出してください。翌年度以降は代表者へ納税通知書を送付します。すでに所有権移転登記が完了した場合や年内に所有権移転登記をする場合は、この申告は必要ありません。

遺産分割協議や遺言などにより、特定の相続人に所有権が移転した場合は、不動産登記簿の登記名義

人を変更してください。登記名義人の変更には、所有権移転登記が必要ですので、詳しくは津地方法務局(☎228-4191)にお問い合わせください。

未登記家屋の場合は、遺産分割協議書などを添付の上、所有者変更届を資産税課へ提出してください。

次の場合についても届け出が必要になりますので、資産税課にお問い合わせください

- 家屋の新增築や取り壊しをした場合
- 家屋の使用について、事務所を住宅にするなど、用途を変更したとき
- 未登記家屋の所有者を変更(売買・贈与など)した場合
- 初めて市内で償却資産を所有した場合
- 市外に住んでいる人が市外の異なる場所へ住所を変更した場合

申請や問い合わせには申請者の本人確認が必要です

納税通知書の記載内容などのお問い合わせや、各種証明を申請するときには本人確認を行いますので、マイナンバーカードや運転免許証など、申請者本人であることを確認できるものを窓口を持参してください。なお、納税義務者本人以外に同一世帯の親族、相続人、委任を受けた人なども申請が可能です。相続人の場合は被相続人の死亡および相続関係が分かる戸籍謄本、委任を受けた人の場合は委任状が必要になります。

電話でお問い合わせの場合は、必ず納税通知書と課税明細書を用意してください。



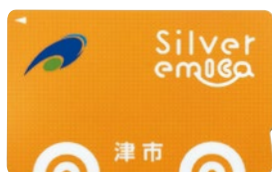


津市オリジナル交通系 IC カード「シルバーエミカ」

令和5年度のポイントチャージは4月25日火から

問い合わせ 高齢福祉課 ☎229-3156 FAX229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)

対象 令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)にシルバーエミカの乗車ポイントを利用した人



受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝・休日を除く)

受付場所 高齢福祉課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

※ポイントチャージは、開始後はいつでも受け付けています。また、お住まいの地域に関係なく全ての受付場所でチャージできます。なお、6月以降、出張所などを巡回し、ポイントチャージを行う臨時窓口の開設を予定しています。巡回の日程

など詳しくは広報津5月16日号でお知らせする予定です。

持ち物 本人の氏名が記入されたシルバーエミカ、マイナンバーカード(電子証明書の更新手続きをした人のみ)

チャージについて お手持ちのシルバーエミカに2,000ポイント(1ポイント1円相当)を上限に、令和4年度に使用したポイント数をチャージ

※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎた場合はチャージできませんので、有効期限通知書が届いたら、更新手続きを行ってください。チャージは更新手続きの翌日以降可能になります。その際はマイナンバーカードを必ずご持参ください。



後期高齢者医療制度

高額介護合算療養費について

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX229-5001

年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費の自己負担額と、介護サービス費の自己負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた際、申請により超えた額を支給します。後期高齢者医療制度に加入している人で、高額介護合算療養費の支給に該当する可能性がある人には、三重県後期高齢者医療広域連合から3月下旬に申請書が届きます。

今回の計算対象期間は令和3年8月1日～令和4年7月31日です。対象期間中に他市町村から転入した場合や医療保険が変わった場合は申請書が届かないことがありますので、お問い合わせください。

また、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人は、加入している医療保険へお問い合わせください。

- 医療保険・介護保険の自己負担額とは、保険適用内のものに限りま。
- 高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、すでに払い戻しを受けた分は、自己負担額から差し引きます。
- 自己負担限度額を超える金額が500円以下の場合には支給対象となりません。

自己負担限度額

自己負担割合	所得区分	所得基準	自己負担限度額(年額)
3割	現役Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得690万円以上の被保険者がいる場合	212万円
	現役Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得380万円以上690万円未満の被保険者がいる場合	141万円
	現役Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得145万円以上380万円未満の被保険者がいる場合	67万円
1割	一般	現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人	56万円
	区分Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の場合(区分Ⅰ以外)	31万円
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯のうち、世帯員それぞれの所得が0円となる場合(公的年金等控除額は80万円として計算)	19万円

※自己負担限度額については令和4年7月31日現在の所得区分が適用されます。ただし、死亡、生活保護受給により資格喪失された場合は喪失時点での所得区分で判定します。

森林セラピーイベント参加者募集

問い合わせ 美杉総合支所地域振興課

☎272-8082 FAX272-1119

イベント名	内 容	と き	ところ	定員 (先着)	費 用	申込期間
おまかせ！セラピー 五感が楽しむ美しい景色とヨガ	君ヶ野ダム湖畔から見る美しい景色とヨガを楽しもう！	4月8日(土) 9時～15時	君ヶ野ダム 湖畔コース	10人	4,000円	3月22日(水) ～30日(木)
火の谷温泉セラピーウォークと不動寺の桜	火の谷温泉のある人里から、坂道を上った先にある不動寺で桜とミツマタを見ながら休憩。コース沿いを流れる神河川も見どころです。	4月9日(日) 11時～14時	火の谷温泉 コース	30人	2,000円	
おまかせ！セラピー 桜とスプリングエフェメラル(春の妖精)をたずね三多気を歩こう	春の草花(スプリングエフェメラル)を探しながら、三多気の桜の細道を歩きます。蔵王公園で大地と一体となって、風や鳥の声を聴きながら自然の一部になりましょう。	4月11日(火) 9時30分～15時	三多気蔵王 コース	8人	4,000円	

※費用には昼食代・保険料を含みます。

申し込み 電話で美杉総合支所地域振興課へ



君ヶ野ダム湖畔コース



火の谷温泉コース



三多気蔵王コース

4/9 SUN

JP ものまねライブ

4/9 SUN

FM三重公開録音

流れ星トークライブ



時間等のイベント詳細については
ボートレース津公式WEBサイトを
ご覧ください



時間等のイベント詳細については
ボートレース津公式WEBサイトを
ご覧ください

ボートレース津では開催期間中、他にもイベントもりだくさん！！

4/9 SUN

14 FRI



イベント等の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

ボートレース津
公式 WEB サイト



ボートレース津
公式 Twitter



問い合わせ

事業推進課

☎224-5106

FAX 224-9944





下水道供用開始区域の縦覧

問い合わせ 営業課 ☎239-1031 FAX237-5819

縦覧期間 3月17日(金)～30日(木)

縦覧場所 営業課

供用開始日 3月31日(金)

供用開始区域(以下各地区の一部)

●志登茂川処理区…白塚町・一身田町・上浜町六丁目・広明町・鳥居町・観音寺町・渋見町・長岡

町・河芸町中別保・河芸町上野・河芸町東千里・安濃町内多・安濃町田端上野

●雲出川左岸処理区…押加部町・半田・柳山津興・三重町津興・藤方・垂水・高茶屋小森町・津興・幸町・新家町

●棕本処理区…芸濃町棕本



収穫の喜びを味わいませんか

河芸レクレーション農園利用者募集

問い合わせ 河芸総合支所地域振興課 ☎244-1706 FAX244-1714

利用期間 来年3月31日(日)まで ※以後も継続更新可能

募集区画 抽選1区画

ところ	面積	費用(年間)
河芸町上野3328-2 他	85㎡	5,100円

申し込み 河芸総合支所地域振興課にある申込書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送で河芸総合支所地域振興課(〒510-0392 住所不要)へ

※申込書は津市ホームページからダウンロード可

申込期間 4月3日(月)～12日(水)



津ユネスコ協会 活動の紹介

問い合わせ 教委生涯学習課 ☎229-3248 FAX229-3257

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)は、世界平和と人類の福祉を願って設立されました。津ユネスコ協会は、ユネスコ憲章を基本に「異文化の理解」と「国際協力」を2つの柱として、さまざまな活動をしています。

▶ひろがれユネスコのわ

外国につながる子どもたちが日本の文化を体験し、交流を深めています。



▶世界遺産パネル展

例年、津まつりの会場で世界遺産パネルの展示と、使用済み切手を使った菜作り体験を開催しています。



▶ユネスコセミナー

各地のユネスコ協会と交流を図り、視察研修を行っています。

▶子どもユネスコの集い

子どもたちが留学生らと交流しています。

▶世界寺子屋運動、医療協力活動

書き損じはがきや使用済み切手を収集し、その資金をさまざまな国の識字活動や医療に役立てています。

会員募集中！

津ユネスコ協会では随時会員を募集しています。まずは気軽にお問い合わせください。

会費 1,000円/年

申し込み 電話またはEメールで住所、氏名、電話番号を、同協会事務局(教委生涯学習課内、☎229-3248@city.tsu.lg.jp)へ



納税管理人の選任をお忘れなく

出国転出するときの個人住民税手続き



問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

個人住民税は、1月1日(賦課期日)現在の住所地で課税するため、年の途中で転出してもその年の個人住民税は、津市に納めることになります。

特に国外へ転出する場合は、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の選任が必要になる場合がありますので「納税管理人申告書」に必要事項を記入し、市民税課へ提出してください。

また、津市へ再転入した際も納税管理人の廃止のため同申告書を提出してください。

納税管理人の届け出がないと

納税通知書が津市に返送されるなどの理由で納税者に届かない場合、公示送達※を行うことがあります。公示送達後、納期限までに納付されないと、延滞金が加算されることになりますので、必ず納税管理人の届け出を行ってください。

※公示送達とは、市役所の掲示場に一定期間掲示し、その期間が経過したときに書類の送達がされたとみなす制度のことです。

■納税通知書が送付される前に出国する人

納税管理人の選任が必要です

■納税通知書が送付された後に出国する人

納付方法		納税管理人の選任
個人納付	全額納付済み	不要
	納めていない税金がある	必要
公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)		必要
給与からの引き落とし(給与特別徴収)		必要 ※出国後も個人住民税が会社の給与から差し引かれる場合や退職時に全額を一括で納めた場合は不要



臨時運行許可の申請書類が変わりました

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 FAX229-3331

臨時運行許可は、未登録の自動車や車検が切れている自動車の運行を新規登録や新規検査、継続検査のため運輸支局等へ回送する場合などに限り臨時的に認め、目的や経路などを特定した上で、申請日または申請日の翌日から5日を限度に、臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を貸し出す制度です。



車検証の電子化に伴い、令和5年1月より臨時運行許可申請時の書類として「自動車検査証記録事項」が使用できるようになりました。(軽自動車は令和6年1月から)

必要書類(次の①～③の全て)

①申請自動車の確認書類(いずれか1つ) ※原則は原本の提示ですが、やむを得ず原本を提示できない場合は、確認書類の写しに「原本と相違ありま

せん」と記載し提出してください。

- 自動車検査証
- 登録識別情報等通知書
- 一時抹消登録証明書
- 自動車予備検査証
- 自動車検査証返納証明書
- 自動車検査証記録事項 など

②臨時運行する自動車の「自動車損害賠償責任保険証明書」または「自動車損害賠償責任共済証明書」の原本(臨時運行日に有効なもの)

③申請者の本人確認書類(運転免許証など)

手数料 750円/件

申請方法 市本庁舎2階税務総合窓口または各総合支所市民福祉課(市民課)へ

HP 津市 仮ナンバー 検索



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

また、イベント等の会場では手指消毒、検温、連絡先の確認などにご協力ください。



お知らせ

一人親家庭等に 小学校入学祝品を支給

こども支援課

☎229-3155 FAX229-3451

対 象 市内に在

住の一人親家庭

等で、4月に小

学校へ入学する

子どもと生計を共にする養育者

支給内容 図書カード5,000円分
(5月下旬以降に簡易書留にて
郵送)

申請方法 直接窓口または郵送で
津市福祉医療費受給資格証(一
人親家庭等のみ可、養育者のも
の)の写し、児童扶養手当証書
(児童扶養手当全額支給停止の
人は支給停止通知)の写し、戸
籍謄本(原本)のいずれかをこど



も支援課(〒514-8611 住所不
要)または各総合支所市民福祉
課(福祉課)へ

申請期間 4月3日(月)～5月8
日(月)必着

埋蔵文化財の保護にご協力を 教委生涯学習課

☎229-3251 FAX229-3257

市内に約2,800カ所ある集落跡
や古墳などの遺跡(埋蔵文化財包
蔵地)は地域の歴史や成り立ちを
物語る市民共有の財産です。開発
事業の計画時は、開発予定地が遺
跡の範囲に含まれているかどうか
事前に窓口で確認してください。

遺跡の範囲内で土木工事など
を行う場合、工事着手60日前ま
でに文化財保護法に基づく届出書
の提出が必要です。詳しくは津市
ホームページをご覧ください。

届け出が必要な土木工事などの例

- 住宅や店舗、工場などの建築、解体
- 宅地造成、土砂採取
- 農地の床下げ、天地返し、筆合わせ
- 駐車場造成、看板などの設置
- 太陽光発電設備の設置
- 樹木の抜根 など

公共交通機関の

ダイヤ改正にご注意ください

交通政策課

☎229-3289 FAX229-3336

3月から4月にかけて、鉄道や
バスなど公共交通機関のダイヤ改
正が行われる場合があります。公
共交通機関を利用
する際は、事前に
確認するなどご注
意ください。



市税の納付は口座振替をご利用ください！

市税の納付を口座振替にすると「納期限日に自動で振替されるので、納め忘れがない」「納付のために外出しなくていい」「納付状況を通帳で確認でき、納付書や領収書の管理が不要」などのメリットがあります。

口座振替は市の経費削減にもつながります

津市が支払う市税収納の手数料は、口座振替が他の支払い方法に比べて一番安く、経費削減につながります。

また国民健康保険料など市税以外の収納について、一部の都市銀行窓口では数百円の手数料が検討されています。

ぜひ口座振替をご利用ください。

令和5年度に市が支払う市税収納手数料

納付方法	1件当たりの 収納手数料(税抜)
金融機関・郵便局窓口	33円
スマホ決済アプリ	50円
コンビニエンスストア	56円
口座振替	10円

※税目により手数料が異なる場合があります。

口座振替の申し込み方法

口座振替を希望する金融機関または郵便局窓口にて、申込用紙を提出してください。申込用紙は市内の金融機関、郵便局窓口にて設置しています。

口座振替できる市税

市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割
同じ申込用紙で、以下の保険料等の口座振替が申し込めます

国民健康保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、保育所利用者負担額、市立認定こども園利用者負担額、市立保育所の給食費、市立認定こども園の給食費



問い合わせ 収税課 ☎229-3135 FAX229-3331

農業用水路やため池での 事故にご注意を

農業基盤整備課

☎229-3173 FAX 229-3168

例年、農業用水路やため池での水難事故が全国で発生しています。農繁期は水量が多くなり、集中豪雨などで増水することもあります。用事のない人は近づかないようにしましょう。



募 集

メンタルヘルス相談

商業振興労政課

☎229-3114 FAX 229-3335

仕事がうまくいかない、職場の人間関係で悩んでいるなど、悩みや不安のある人は、一人で悩まず気軽にご相談ください。専門の産業カウンセラーがお



答えます。

と き ①毎月第2金曜日18時～20時 ②毎月第4水曜日18時30分～19時30分 ※祝・休日、年末年始を除く

ところ サン・ワーク津

対 象 市内に在住・在勤の勤労者

定 員 ①2人 ②1人(50分程度)

申し込み 前日までに電話で商業振興労政課へ

4月のスポーツ施設一般公開(個人使用)

サオリーナ ☎223-4655 (9時～12時、13時～17時、18時～21時30分) ※利用開始15分前から整理券を配布します。 ※場所はメインアリーナ(半面)となります。 ※バドミントン、バレーボールのネット張りのみ各自で行ってください。	バドミントン(8面)	4日(火)、5日(水)、11日(火)、12日(水)、18日(火)、19日(水)
	バレーボール(1面)、ソフトバレー(4面)	6日(水)、13日(水)、20日(水)
	卓球(24台)	6日(水)、13日(水)、20日(水)
久居体育館内卓球室 ☎255-6081 (9時～12時、13時～17時、18時～21時30分)	卓球(3台)	毎日 (大会などで一般公開を中止する場合があります)
河芸体育館 ☎245-3191 (9時～12時、13時～17時、18時～21時30分)	卓球(2台)	毎日 (大会などで一般公開を中止する場合があります)
芸濃総合文化センター ☎265-6000 (9時～12時、13時～17時、18時～21時30分)	卓球(剣道場)	4日(火)、11日(火)、18日(火)、25日(火)
美里体育館 ☎279-8123 (9時～12時、13時～17時、18時～21時30分)	ソフトバレー	11日(火)
	バドミントン	21日(金)
安濃中央総合公園内体育館 ☎268-0100 (9時～21時30分)	バドミントン、ソフトバレー、卓球	5日(水)、12日(水)、19日(水)、26日(水)
香良洲体育館 ☎292-2498 (9時～12時、13時～17時)	バドミントン、ソフトバレー、卓球など	3日(月)
一志体育館 ☎293-5688 (9時～12時、13時～17時、18時～21時)	バドミントン、ソフトバレー、卓球など	16日(日)
白山体育館 ☎262-4363 (9時～12時、13時～17時)	バドミントン	3日(月)
	卓球	17日(月)

■施設の内容(予約方法、使用可能種目、使用料など)について詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。また、津市ホームページでスポーツイベントの予定や施設の利用(予約)状況が確認できます。

■施設を利用する際、設備器具の準備・撤去は各自で行ってください。

BOAT RACE 津

ボートレース津 外向発売所

津インクル 4月の開催日程

問い合わせ 事業推進課 ☎224-5106 FAX 224-9944



4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
スタンド	津																													
	メイン																													
	デイ																													
	モーニング																													
津インクル	津																													
	デイ																													
	薄暮																													
	モーニング																													
	ナイター																													

※ボートレース津の収益は津市の財政に役立てられます。

(発売日程・発売場は変更する場合があります)

まちの 情報ひろば

お知らせ

津偕楽公園春まつりに伴う一方通行規制(自転車を除く)

日 3月24日(金)～4月9日(日)の間の金・土・日曜日10時～21時



※土・日曜日は県庁外来駐車場をご利用ください。

問 津市観光協会(☎246-9020)

協会けんぽ保険料率変更

3月分(4月納付分)から三重支部の健康保険料率は9.91%から9.81%に引き下げ、全国一律の介護保険料率は1.64%から1.82%に引き上げとなります。

問 全国健康保険協会三重支部(☎225-3317)

イベント

「つうの会」不登校・ひきこもり親の会

日 3月23日(木)19時～21時、26日(日)14時～16時30分



悲しい数字 1月分 (2023年累計)

火災件数……………9件(9件)
うち住宅火災……………2件(2件)
救急出動数……………1,684件(1,684件)
交通事故数……………690件(690件)
死亡者数……………0人(0人)
負傷者数……………51人(51人)

市民の動き 2月1日現在

世帯数…127,778世帯
(前月比124世帯減)
人口…272,328人
(前月比317人減)
男性…132,554人
女性…139,774人

場 アスト津3階 内 不登校で悩んでいる保護者を中心とした集まり
※誰でも参加できます。 費 200円

問 同会担当(☎080-1987-4008)

募 集

語学講座

内容・定員	と き	費用など
日本語 定員20人	4月2日～来年3月17日の日曜日13時～16時(全33回)	無料(市内に在住・在勤・在学の人)
中国語 定員20人	4月6日～来年3月21日の第1～3木曜日19時～20時45分(全36回)	1万2,000円(年間)
英会話(前期) 定員20人	5月27日～7月15日の土曜日19時～20時30分(全8回) ※7月22日は予備日	5,000円(教材費別途必要)

場 河芸公民館 費 中国語・英会話は、津市国際交流協会個人年会費2,000円が別途必要 ※詳しくは同協会津北部地区担当へお問い合わせください。

申 3月22日(水)から、直接窓口または電話、ファクス、Eメールで同地区担当(河芸総合支所地域振興課内、☎244-1701、FAX 245-0004、☒244-1700@city.tsu.lg.jp)へ



津城をもっと城(知ろ)にい! パート2

4月6日の「城の日」を記念したイベントです。楽しく「津城」と「藤堂高虎」について学べます。

日 4月8日(土)9時30分～12時
場 お城公園内の藤堂高虎像前集合
定 50人 費 300円(保険料を含む)
※高校生以下無料

申 3月31日(金)までにファクスまたはEメールで津市観光ガイドネット(FAX 221-0811、☒tsu.guide.net@gmail.com)へ

問 同ガイドネット(津市観光協会内、☎246-9020)



名松線とコミュニティバスで行く桜巡り

JR名松線とコミュニティバスを乗り継いで、三多気の桜を訪れ、桜を見ながら歩きましょう。

日 4月8日(土)11時～15時 場 伊勢奥津駅集合(11時2分同駅着の名松線をご利用ください) 定 20人 費 1,000円(昼食代を含む)

申 3月20日(月)～27日(月)に名松線を守る会事務局(美杉総合支所地域振興課内、☎272-8080)へ



スポーツ通信

対 市内に在住・在勤・在学の人

申 競技団体へ申し込み ※競技団

■津市民体育大会

種 目	と き	と ころ	対 象	定員(先着)	申込期間
バレーボール(小学生の部)	5月28日(日)	安濃中央総合公園内体育館	小学生	20チーム	4月2日(日)～30日(日)

体の申込先・方法のほか詳細については、津市スポーツ協会にお問い合わせいただくか、同協会ホー

ムページをご覧ください。

問 同協会(☎273-5522)

津市シルバー人材センター 入会個別説明会

① 4月12日(水)10時～15時 ② 4月19日(水)13時30分～15時30分 ③ ①同センター作業室(三重町津興) ②久居総合福祉会館 ③市内に在住の60歳以上で臨時・短期・軽易な仕事を探している人 ④ 前日までに同センター(☎224-4123)へ



音訳奉仕者養成講習会(全7回)

視覚障がい者の読書環境を充実させるため、音訳技術や録音図書の制作を学びます。

コース	とき
半日コース	5月12日～6月23日いずれも金曜日10時～12時
一日コース	5月13日・27日、6月10日・24日いずれも土曜日10時～12時、13時～15時 ※6月24日は午前のみ

⑤ 三重県視覚障害者支援センター大研修室(桜橋二丁目) ⑥ 全講習を受講でき、パソコンが扱える音訳未経験者で、講習修了後に音訳ボランティア活動ができる人 ⑦ 各25人 ⑧ 費1,210円(テキスト代) ⑨ ④ 4月14日(金)必着で、所定の申込書などに必要事項を記入し、郵送またはファクス、Eメールで三重県視覚障害者支援センター(〒514-0003 桜橋二丁目131、☎228-8425、✉mieten@zc.ztv.ne.jp)へ ※申込書は電話で同センター(☎213-7300)へ請求。同センターホームページからもダウンロード可

点訳奉仕者初級養成講習会(全6回)

視覚障がい者の読書環境を充実させるため、点訳図書の制作を学びませんか。

⑩ 5月20日、6月3日・17日いずれも土曜日13時～14時、14時～

15時 ⑪ 三重県視覚障害者支援センター大研修室(桜橋二丁目) ⑫ 18歳以上で全講習を受講でき、引き続き中級養成講習会(7月1日～12月16日の各月第1・第3土曜日、全10回)に参加可能な人 ⑬ 定20人 ⑭ 費3,520円(テキスト代など) ⑮ ④ 4月14日(金)必着で、所定の申込書などに必要事項を記入し、郵送またはファクス、Eメールで三重県視覚障害者支援センター(〒514-0003 桜橋二丁目131、☎228-8425、✉mieten@zc.ztv.ne.jp)へ ※申込書は電話で同センター(☎213-7300)へ請求。同センターホームページからもダウンロード可



自衛官候補生など

防衛省では、令和5年度採用の自衛官候補生・一般幹部候補生・予備自衛官補を募集しています。応募資格など詳しくは、自衛隊三重地方協力本部のホームページをご覧ください。

⑯ 同本部津募集案内所(☎224-4324)

健康づくりのためのスポーツ入門講座

⑰ 4月～来年3月の木曜日9時～11時30分 ⑱ 久居総合福祉会館 ⑲ ニュースポーツや体操など ⑳ 定60人 ㉑ 費1,500円(5回分のチケット制)

㉒ 3月23日(木)～4月5日(水)に所定の申込用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、Eメールで津市スポーツ・レクリエーション協会事務局(久居体育館内、〒514-1113 久居野村町877-1、✉tsu.sporec@gmail.com)へ ※申込用紙は同協会



ホームページからダウンロード ⑳ 同事務局担当(☎080-6108-8649)

健康

三重県保険医協会市民公開講座

㉓ 4月2日(日)15時～16時 ㉔ 内後藤勝正さん(豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科教授)による講演「働くあなたの腰痛対策」 ※Zoomを使用したオンラインセミナー ㉕ 定50人 ㉖ ④ 3月30日(木)までに氏名、参加人数、メールアドレス、電話番号を直接窓口または郵送、電話、ファクス、Eメールで三重県保険医協会(〒514-0062 観音寺町429-13、☎225-1071、☎225-1088、✉doctor@mie-hok.org)へ

第264回住民健康講座「動脈硬化について」

㉗ 4月13日(木)14時～15時 ㉘ 久居アルスプラザ ㉙ 内松田明正さん(はくさんクリニック院長)による講演 ㉚ 久居一志地区医師会(☎255-3155)

無料相談

地価などに関する無料相談会

㉛ 4月4日(火)13時～16時 ㉜ 市本庁舎5階51会議室 ㉝ 不動産鑑定士による地価や地代、家賃、土地利用に関する相談 ㉞ 三重県不動産鑑定士協会(☎229-3671)

カウンセラー相談(面談・電話)

とき	内容
毎週火曜日 (第5火曜日除く) 13時～18時	面談・ 電話相談 (予約優先)
毎月第3金曜日 17時～19時	

※祝・休日、年末年始を除く

㉟ 夫婦・親子の関係、生き方の問題など ㊱ 市内に在住の人 ㊲ 男女共同参画室(☎229-3103)へ



無料相談

弁護士による法律相談(面談・電話)

日 4月13日(木)10時～12時、13時～15時 **場** 市本庁舎3階相談室
対 市内に在住の人(新規優先) **定**
額 8人(1人30分以内)
申 4月7日(金)16時までに男女共同参画室(☎229-3103)へ

三重県司法書士会常設相談会(面談は要予約)

日 毎月第1・2・3水曜日13時30分～16時30分(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県司法書士会館(丸之内養正町) **内** 登記、相続、裁判手続き、多重債務、後見制度など ※電話相談(☎273-6300)も可
申 月～金曜日9時～17時に同司法書士会(☎221-5553)へ



登記相談(要予約)

日 毎月第2・4火曜日13時～16時
場 三重県土地家屋調査士会館(河辺町) **内** 不動産(土地・建物)の調査、測量、表示登記、境界の相談
申 同調査士会(☎227-3616)へ

社労士による労働相談(要予約)

日 毎週水曜日13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県社会保険労務士会(島崎町) **内** 解雇、賃金、職場でのハラスメント、人事、配置転換、労働契約などの相談
申 同会総合労働相談所(☎228-6064)へ

法的な困りごととは法テラスへ

日 毎週月～金曜日9時～21時、土曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く) **内** 法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供
問 法テラスサポートダイヤル(法的トラブル)…☎0570-078374、法テラス犯罪被害者支援ダイヤル…☎0120-079714

交通事故面談相談(要予約)

日 毎週火・金曜日(祝・休日、年末年始を除く) ※相談時間は予約時にお問い合わせください。
場 三重弁護士会館(丸之内養正町)
内 交通事故に関する相談(面談)
申 月～金曜日9時～17時に同弁護士会(☎228-2232)へ

消費生活相談

日 毎週月～金曜日9時～12時、13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 市本庁舎3階市民交流課内 **内** 消費生活相談員による商品の購入やサービス利用などのトラブルに関する相談(電話相談も可)
問 津市消費生活センター(☎229-3313)



犯罪被害者相談

日 毎週月～金曜日10時～16時
 ※祝・休日、年末年始を除く **場** みえ犯罪被害者総合支援センター(栄町一丁目) **内** 犯罪の被害に遭った人や家族の相談 ※電話相談や法律相談(予約制)などもあります。
問 同センター(☎221-7830)

高齢者のための無料電話相談

(弁護士による電話相談)

専用電話☎228-3143

日 毎月第2・4金曜日10時～12時 ※祝・休日、年末年始を除く
対 65歳以上の人やその親族
問 三重弁護士会事務局(☎228-2232)

不動産相談所(面談は要予約)

日 毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～15時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県不動産会館(上浜町一丁目) **内** 不動産取引などに関する相談(電話相談も可)
申 毎週月～金曜日10時～12時、13時～15時に三重県宅地建物取引業協会津支部(☎227-1010)へ

行政書士定例相談(要予約)

日 毎月第2木曜日10時～12時、13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県行政書士会事務局(広明町) **内** 遺産相続にかかる遺言書・遺産分割協議書・各種契約書などの作成や法人設立、許認可申請書類の作成または提出手続代理に関すること
申 同行政書士会(☎226-3137)へ

4月の行政相談・市政相談

内 行政相談委員(市政相談員)が国や市などの行政に関する意見等を受け付けます。

とき(4月)	ところ
4日(火) 13時30分～15時30分	アスト津4階 会議室4
10日(月) 13時30分～15時30分	久居総合福祉会館北館2階 会議室
17日(月) 13時30分～15時30分	津センターパレス3階 津市社会福祉協議会相談室

問 三重行政監視行政相談センター(☎227-6661)

人権擁護委員による人権相談

(無料・秘密厳守)

内 いじめ、虐待、プライバシー侵害、近隣関係など

■特設人権相談所

とき(4月)	ところ
3日(月) 9時30分～11時30分	久居総合福祉会館南館2階 談話室1
12日(水) 9時30分～11時30分	河芸ほほえみセンター2階 福祉団体活動支援室
20日(木) 13時～16時 (受け付けは15時まで)	津センターパレス3階 津市社会福祉協議会相談室

問 津人権擁護委員協議会津地区委員会(☎228-4193)

■常設人権相談所

日 毎週月～金曜日8時30分～17時15分(祝・休日、年末年始を除く)
場 津地方法務局人権擁護課(丸之内) ※電話相談☎0570-003-110、☎0120-007-110(子ども相談)、☎0570-070-810(女性相談)
問 同課(☎228-4193)



一志町片野の中世城館

一志町片野の雲出川右岸にある標高約12mの河岸段丘上に位置する片野遺跡の範囲は、約30万㎡に及び、過去に行われた道路改良などに伴う発掘調査では、弥生時代を中心とする遺構・遺物が多数検出されており、津市を代表する遺跡の一つに挙げられます。

昭和56(1981)年に刊行された「一志町史」によると、遺跡の中央部に位置する神明神社の周囲には堀状の遺構の存在が確認されており、以前よりここが中世城館である可能性が指摘されていました。

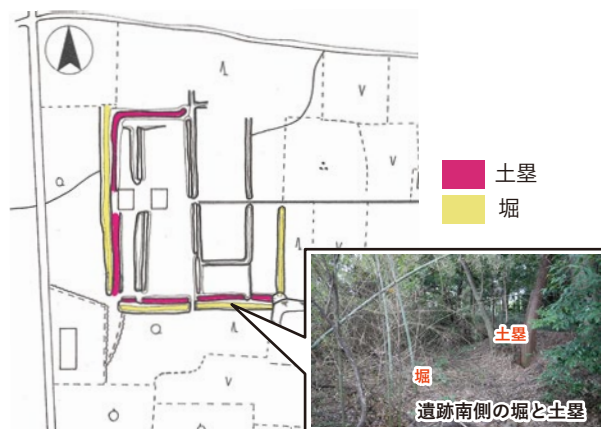
中世城館とは、平安時代末期から戦国時代の約400年間に築造された城跡です。石垣や水をたたえた深い堀が使用されることは少なく、自然の地形を巧みに利用し、土塁や堀、郭などが複雑に組み合わされています。知略をめぐらせることで、防御や攻撃に備えたものが多くみられ、この中世城館もそのようなたたずまいを有しています。

平成10年12月、研究者グループによる本格的な測量調査が行われ、城館の位置などが判明しました。それによると、東西約75m、南北約80mの方形の城館で、西側と南側、北側に外郭の土塁と堀が残っています。南側の外郭の土塁は

3カ所で途切れており、ここに入口などの施設が存在していた可能性があります。北側の外郭の土塁は、かなり削り取られていますが、残存している部分で入口などの施設が存在する可能性もあります。東側の外郭施設は、半分の堀しか残っていません。

この城館は地元の有力者の城館と推測されますが、今のところ発掘調査も行われず文献もないため、詳しいことは分かっていません。

津市内には、現在までに110カ所以上の中世城館が確認されています。春の1日を往時に思いをはせて片野遺跡周辺を散策してみてもいいのではないでしょうか。



一志町片野の城館の測量図
(伊勢中世城館研究会「伊勢の中世城館」第4号に加筆)



神明神社遠景(奥の森が中世城館)



このまち 津市で輝く

Vol.75



笑顔で暮らすために スポーツで健康な体づくりを

津市スポーツ協会は、昭和20年に設立された津市体育協会を前身とする。「市民の皆さんの健康増進・体力向上や青少年の健全育成、競技団体の競技力・指導力の向上に努め、皆さんがスポーツに親しむ『生涯スポーツ社会』をつくることを目的です」と同協会会長の務め6年目を迎える乙部さん。

「笑顔で暮らしていくには健康な体が必要。健康な体をつくるためにスポーツを楽しんでもらいたいです。健康教室などを定期的に開催し、老若男女問わず、スポーツを始めるきっかけ作りや、機運の醸成が自分たちの役目だと考えています」と笑顔を見せる。

また、結果を求める「競技」としてのスポーツについては「上達するためには、厳しい練習だけではだめ。子どもたちがスポーツを好きでやってくれることが一番大事。そのためには指導者も変わっていく必要があります」と話し、指導者向け講演会を行うなど、指導力の向上にも力を注いでいる。

これからの津市のスポーツ振興に向けて、陸上競技場整備計画の早期着手にも期待しているという。「公認記録が取れるようになると子どもたちのやりがいにもつながります。子どもたちが楽しくスポーツを続けられるよう、スポーツの振興に努めたいです」と意気込みを語ってくれた。

上達するには 好きになることが一番

PROFILE

1944年旧安芸郡芸濃町生まれ。三重県柔道協会会長を務めた後、平成30年5月から津市スポーツ協会会長に就任。また、同年から津市スポーツ推進審議会副会長も務める。

津市スポーツ協会会長

乙部 満生 (78)

Otohe Mitsuo

時間がある時は
庭木の手入れに
いそしむ

現場を見ずに
現場のことは語らない



広告掲載欄

弁護士法人心 夜間・土日祝相談可 (要予約) 広告
相談料0円
交通事故・後遺障害・過払い金・借金・相続・遺言・離婚・企業法務・労災・障害年金・他
所属弁護士40名以上!!
津法律事務所 (三重県津市)
津駅 0.5分
津市羽所町345
津駅前第一ビル5F
平日9時~21時・土日祝9時~18時受付
(12/31~1/3は除く・年末年始中の休業や臨時休業もございます。お電話でご確認ください)
無料初診サービス
0120-41-2403
詳細は ⇒ <http://kokoro.law>

津市のうどん・そば処 さのさき
きのみき定食
手間を惜しまず丁寧に...
ひとつひとつにこだわって作っています
皆様のご来店をお待ちしております
津市大里陸合町 311-3
059-212-0438

広報つ!

毎月1日・16日発行

- 編集・発行
津市政務部広報課
〒514-8611
西丸之内23-1
☎059-229-3111
FAX 059-229-3339
- 印刷
三宅印刷株式会社

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、裏表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。

2023
4月

催し物のご案内

■各ホール・展示施設の催しは、主催者の申請に基づき2月20日現在で作成しているため、既にチケットなどの発売が開始されている場合があります。主催者の都合により、予定が中止・変更となる場合がありますのでご了承ください。チケットの発売日や販売方法、販売状況などの詳細については、各問い合わせ先にお尋ねください。なお、主催者の希望および入場対象者が関係者に限られている催しについては、掲載を省略しています。

■ご来館の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。
～令和5年3月16日発行～

津リージョンプラザ	☎229-3300
アストプラザ	☎222-2525
久居アルスプラザ	☎253-4161
河芸公民館	☎245-2222
芸濃総合文化センター	☎265-6000
美里文化センター	☎279-8111
サンヒルズ安濃	☎268-5811
サンデルタ香良洲	☎292-3113
一志農村環境改善センター	☎293-5611
白山総合文化センター	☎262-5893
美杉総合文化センター	☎272-8080

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、掲載イベント等は中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

ホー ル 等

■津リージョンプラザ お城ホール

日	曜日	催し物	開演	終演	入場料	問い合わせなど
1	土	津東高校吹奏楽部 第27回定期演奏会	14:00	16:00	無料	津東高校 ☎227-0166(堀内)
2	日	民謡秀乃会 創立30周年記念大会	12:30	16:00	無料	秀乃会 ☎090-8557-3592(川村)
9	日	秋桜会 カラオケの集い	9:20	18:00	無料	秋桜会 ☎090-3569-6138(藤井)
22	土	Natalie Japan Tour 2023 三重公演	14:00	16:00	6,600円	ヤスダインターナショナル HP www.yasuda-intl.com
30	日	津西高等学校創立50周年記念 こうべの丘ウインドアンサンブル 第26回演奏会	14:00	16:00	500円	こうべの丘ウインドアンサンブル ☎090-3958-1561(脇海道)

■久居アルスプラザ ときの風ホール

日	曜日	催し物	開演	終演	入場料	問い合わせ
1	土	久居少年少女合唱団 第37回(創立50周年記念)定期演奏会	14:00	16:00	無料	久居少年少女合唱団 ☎090-8187-8934(松岡)
8	土	赤ずきん、買い物の途中でダンスと出会う ～これは、ダンスの発表会です～	18:30	20:00	無料	☎090-3968-0162(大谷)
15	土	桂文我独演会 特番！ 三重県出身の断家大集合の巻	12:30	16:15	一般 前売り3,500円 当 日4,500円	桂文我事務局 ☎090-1414-9883
19	水	月イチ アルス寄席 出演:桂二葉	13:30	14:40	一般1,000円	久居アルスプラザ サービスセンター ☎253-4161

■久居アルスプラザ アートスペース

日	曜日	催し物	開演	終演	入場料など	問い合わせ
7	金	アルスカルチャーBOX2023 おやこで！ダンス 対象:3才～小学2年生までの子どもとその保護者	18:15	19:00	1期分(4～7月)6,000円 2期まとめて (4～12月)9,600円	久居アルスプラザ サービスセンター ☎253-4161
16	日	映画「杜人(もりびと)～環境再生医 矢野 智徳の挑戦」上映会	①10:30 ②13:30 ③18:30	①12:11 ②15:11 ③20:11	一般1,500円 小・中・高生500円	☎080-5152-4179(森)

津市ホームページで津リージョンプラザのお城ホールと展示施設の空き状況が分かります HP [津リージョンプラザ](http://www.tsu-city.jp)

展 示 施 設 等

■津リージョンプラザ

と き	催し物	ところ	入場料	問い合わせ
12日(水)～16日(日) 9:30～17:00 (12日は12:00から、 16日は16:00まで)	第46回 写真集団 友光会 写真展	ギャラリー	無料	写真集団友光会 ☎090-8865-2678(松村)
20日(木)～23日(日) 9:30～17:00 (20日は12:00から、 23日は16:00まで)	第13回 フォトクラブ写心気 作品展	生活文化情報センター (展示室)	無料	フォトクラブ写心気 ☎090-3458-2435(佐藤)

■アストプラザ ギャラリー

と き	催し物	ところ	入場料	問い合わせ
15日(土)～17日(月) 9:00～17:00 (17日は15:00まで)	押し花「ミントの会」 作品展	ギャラリー 2	無料	押し花「ミントの会」 ☎090-7685-0570(大和)

■久居アルスプラザ

と き	催し物	ところ	入場料	問い合わせ
31日(金)～4月2日(日) 9:00～17:00 (2日は15:00まで)	郷土の技に学ぶ あの津木綿と津綴子	ギャラリー 2・3	無料	手織りグループしおり ☎090-2612-2015(山越)
1日(土)・2日(日) 10:00～17:00	作品展示会NPO法人ぶてい・ ぼぬーる桑木雪美ポロリ展	ギャラリー 1	無料	ぶてい・ぼぬーる ☎090-1119-4447(桑木)
14日(金)～23日(日) 9:00～17:00 (最終入場16:30、18日 は休館日)	季刊誌「アルスの風」装画作家展	ギャラリー	無料	久居アルスプラザ サービスセンター ☎253-4161

■白山総合文化センター

と き	催し物	ところ	入場料	問い合わせ
8日(土)10:00～16:00	ピクニック パラダイス マルシェ	まちのギャラリー 屋外ステージ	無料	Wonderful Picnic Party 実行 委員会 ☎080-3068-3337(田中)

久居アルスプラザ イベント情報

「第3回 歩く。見る。撮る。」参加者作品展

2月～3月に久居アルスプラザが開催した街歩き写真講座「歩く。見る。撮る。」の参加者の作品展です。

と き 4月15日(土)～23日(日) 8時30分～22時

※18日(火)は休館

ところ ひさいアートストリート



問い合わせ 久居アルスプラザ サービスセンター ☎253-4161

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和5年3月16日発行

令和5年 第1号

環境政策課

☎229-3139 FAX 229-3354



大量に出る引っ越しごみは各施設へ自己搬入を

一度に大量のごみを集積所に出すと他の利用者の迷惑になります。引っ越しなど一時的に大量に出るごみを処分する場合は市ごみ処理施設へ、また、新聞などの資源ごみは最寄りのエコ・ステーションへ

自己搬入してください。自己搬入が困難な場合は、家庭ごみ収集カレンダーで収集日をよく確かめ、計画的に数回に分けて集積所に出してください。

ごみ処理施設へ搬入できるごみの品目

ごみの品目	ごみ処理施設	搬入できる日時
燃やせるごみ	西部クリーンセンター (片田田中町1304) ☎237-0671(環境施設課) ※津・河芸・芸濃地域に在住の人	月～金曜日 8時30分～12時、 13時～16時30分
	クリーンセンターおおたか (森町2438-1) ☎237-0671(環境施設課) ※久居・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉地域に在住の人	
燃やせないごみ、金属、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、危険ごみ	津市リサイクルセンター (片田田中町1342-1) ☎237-0671(環境施設課)	



エコ・ステーション



家庭ごみ
収集カレンダー



ごみ一時集積所の補助金や届け出について

ごみ一時集積所の補助金について

自治会が管理するごみ一時集積所の設置・改修等工事に対して、補助対象工事費の3分の1を補助金として交付します(集積所の容積に応じて最高40万円)。

申請前に着工(集積庫や資材の購入を含む)した場合、補助の対象にはなりません。必ず事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、必要な書類を添えて申請してください。

予算がなくなり次第終了となりますので、お早めにご相談ください。

ごみ一時集積所の新設・変更・廃止の届け出について

家庭ごみ一時集積所を新設、変更(位置、収集品目の変更など)、廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。届出書は、環境事業課と各総合支所地域振興課にありますので、お問い合わせください。



事前相談・お問い合わせ

津地域…環境事業課(津市リサイクルセンター管理棟1階、☎237-5311)

その他の地域…各総合支所地域振興課



総合支所一覧



》ストップ！不法投棄

不法投棄の監視を強化しています

不法投棄されたごみをそのままにしておくと、新たなごみを呼ぶケースにつながったり、悪臭、ごみの飛散、火災の原因になったりもします。

津市では、定期的なパトロールや不法投棄が多発する場所には、土地の所有者(管理者)の協力の下、監視カメラ・不法投棄禁止看板等の設置を行い、不法投棄者が判明した場合は投棄者自身で処理するよ

うに指導しています。

しかし、投棄者が不明の場合は土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。土地の所有者(管理者)の皆さんは、不法投棄をされにくい環境にするため、定期的な見回りや、草刈り・剪定、土地の周囲をロープや柵で囲むなど、自己防衛をしましょう。



不法投棄防止環境パトロールの様子



監視カメラ



不法投棄禁止看板

不法投棄に関する相談は環境政策課まで

不法投棄を防止するため、監視カメラの設置や不法投棄禁止看板等の配布をしています。不法投棄でお困りの場合は、市本庁舎6階環境政策課(☎229-3258)までご相談ください。 ※監視カメラや不法投棄禁止看板等の個数には限りがあります。

違法な業者に気をつけよう

家庭から出されたごみを収集する際には、津市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要になりますが、許可を持たない「無許可業者」が、不法投棄の問題に大きく関わっています。

無許可業者が依頼主のごみを不法投棄した場合、投棄者はもちろんのこと、依頼主にも責任が生じます。犯罪に巻き込まれないためにも、津市が許可した適正な収集運搬許可業者に依頼しましょう。業者の一覧は、津市ホームページで見ることができます。



一般廃棄物収集
運搬許可業者



不法投棄された廃棄物

見つけたら連絡を！

ごみの投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)を環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ

環境政策課 ☎229-3258

津警察署 ☎213-0110

津南警察署 ☎254-0110





生ごみは水切りをしてごみ出しを楽に

台所などから出る生ごみは、水分を絞ったり、乾燥させたりすることで、軽くなりごみ出しが楽になるほか、ごみが腐敗しにくくなり悪臭を抑えることができます。

また、ごみ処理の負担軽減にもつながります。

おすすめの水切り方法の例

例 1



不要なCDの穴に水切りネットを通して絞る

例 2

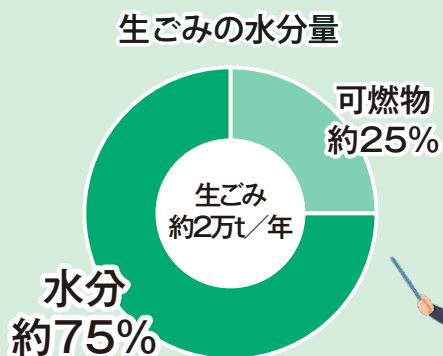


先端を切ったペットボトルの穴に水切りネットを通して絞る

生ごみの約75%が水分

津市のごみ焼却施設に収集した年間約2万tの生ごみには、約75%に当たる約1万5,000tの水分が含まれています。

皆さんが生ごみを捨てる際に水切りすることで、大幅なごみの減量につながります。



生ごみ処理機等購入費補助金

津市では、ごみの排出の抑制や減量を推進するため、生ごみ処理機やコンポストの購入費(本体価格)の一部を補助しています。

対象 市内に在住で、過去6年以内にこの補助制度を受けていない人

補助金額 生ごみ処理機…購入金額の2分の1(上限2万5,000円)、コンポスト容器…購入金額の2分の1(上限3,000円) ※1世帯につき1基を限度とし予算がなくなり次第終了。送料や割引額などは補助対象外

申し込み 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請書・請求書に必要事項を記入の上、領収書(購入者氏名、購入年月日、購入金額、商品名、販売店名が記載されているもの)、メーカーの保証書または本体の写真を持参し提出

申込期間 購入した日の翌日から60日以内

堆肥化で
ごみの減量を!



生ごみ処理機



コンポスト容器



生ごみ処理機貸与事業

津市では、家庭への生ごみ処理機導入を促進するため、無料で生ごみ処理機の貸し出しを行っています。

対象 市内に在住で貸し出し後にアンケート調査に協力できる人(1度につき1世帯1基まで)

期間 1カ月(最大3カ月まで貸し出し可)

申し込み 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の写し(マイナンバーカードや運転免許証、

健康保険証など)を提出 ※詳しくは津市ホームページをご覧ください。



貸与機器の一例



リサイクル資源の回収活動をしませんか？

ごみの減量化・再資源化を図るため、地域で自主的にリサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行っている営利を目的としない団体(自治会や子ども会など)に、報奨金を交付しています。

回収活動団体の届け出

報奨金制度の利用には、毎年度団体の届け出が必要です。実施する前日までに環境政策課(☎229-3258)または各総合支所地域振興課まで

対象となるリサイクル資源

- 古紙類
- アルミ缶・スチール缶
- 布類
- びん類



報奨金額

集団回収したリサイクル資源量1kgにつき、6円
※びん類は、1升びんは1本0.9kg、その他のびんは1本0.6kgに重量換算。

例 新聞を5,000kg回収して古紙業者に買い取ってもらった場合

報奨金額・・・5,000kg×6円/kg=3万円

※古紙業者の買い取り価格が2万円だった場合、報奨金と合わせた合計5万円が活動団体資金



参加するメリット

- 資源物の回収量に応じて報奨金が支給されるので、団体の行事や運営などに利用できます。
- 自治会や子ども会など団体内で協力して資源の回収を行うので、地域のコミュニケーションが深まります。
- 一人一人のリサイクル意識の向上につながります。



こどもエコクラブ 登録クラブ募集！

こどもエコクラブとは、3歳から高校生までなら誰でも参加できる環境活動を行うクラブです。

子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題の解決に向けて自ら考え行動する力を育成し、地域の環境活動の環を広げることを目的としています。

子ども会やクラス、友達、家族などでクラブを作って、環境活動を始めてみませんか。登録料・年会費は無料です。また、こどもエコクラブに入

ることで、活動に役立つツールを受け取れるほか、こどもエコクラブホームページでクラブの活動状況を発信することもできます。

詳しくは、津市ホームページをご覧ください。か、環境政策課までお気軽にお問い合わせください。



こどもエコクラブ
ホームページ



津市ホームページ



古着で作る巾着袋講習会

家庭で不要になった着物や洋服、ハンカチを利用して、リバーシブルの巾着袋を作りませんか。

と き ①4月8日(土) ②4月9日(日)いずれも9時30分～12時ごろ ※①②は同内容

ところ 環境学習センター(津市リサイクルセンター管理棟2階)

対 象 市内に在住の人

定 員 抽選各8人

持ち物 ハンカチ大の布2枚、裁縫道具、ミシンなど

申し込み 電話またはファクスで環境学習センター(☎237-1185、FAX237-5385)へ ※月曜日休館

締め切り 4月1日(土)17時 ※当選者には4月2日(日)午前に電話連絡



人権だより

令和5年3月16日発行

第17号

人権課

☎229-3165 FAX 229-3366

一人一人の人権が尊重される津市をめざして

津市では、平成18年9月に「人権が尊重される津市をつくる条例」を制定し、平成19年3月に「人権尊重都市宣言」を行いました。また、平成20年7月には「津市人権施策基本方針」を策定しました。

これらの条例や基本方針に基づいて、一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、さまざまな人権施策に取り組んできました。

この基本方針の策定から10年以上が経過しましたが、いまだに差別がなくならない状況があります。また、インターネット上での人権侵害事例も多発するなど、新たな人権課題が顕在化するとともに、人権課題そのものも多様化・複雑化してきてい

ます。

このような状況を受けて、平成28年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が施行されました。また、令和4年5月には「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行され、人権問題に関する相談体制の充実など、差別解消への取り組みが進められています。

津市においても、さまざまな人権課題に対応するため、基本方針の見直しを行っています。今後も、新しい「津市人権施策基本方針」に基づく人権施策を進めながら、一人一人の人権が尊重される津市をめざしていきます。

コ ラ ム

差別に負けとったらあかん

令和4年8月、母が人生の終焉^{しゅうえん}を迎えました。

私が小学生の頃、母は先生と部落問題についてよく話をしていました。それが後に地域の親と先生で部落問題について語り合う会に発展し、母はその会に参加していました。私は自分が住んでいる地区が被差別部落であることを知ったばかりで、「部落差別って何なんや？」と子どもながらに興味を持ち、母とその会に参加しました。そこでは、時に母たちが泣きながら訴える姿や怒りをあらわに話す姿がありました。私は母たちが子どものことを思い、必死に語る姿を見て、「そんなに大変なことなんや」と思ったのと同時に、「自分はこんなに大切に思われているんだ」と感じたことをよく覚えています。

小学6年の時、好きな子を遊びでからかったことがあります。今思えば遊びだと思っていたのは私だけだったのでしょうか。その子は、相当腹が立ったのか「部落のくせに！」と言い放ちました。私は急に放たれたその言葉に衝撃を受け、何も言い返すことができませんでした。「部落差別なんて、昔のことやろ」と思っていた私が、初めての“差別”を感じた瞬間でした。そう言われた場面は、未だに脳裏に焼きついています。どれくらいの間、その言葉の意味を考えたでしょうか。何日

か後に自分一人で抱えきれなくなり、母にそのことを伝えました。後日、その言葉を発した子が両親と共に自宅を訪れました。私は父と母が相手に怒るのではないかと思います、ハラハラしながらその様子を見ていました。しかし、私の心配などは全く無用で、母は相手の話に耳を傾け、じっくりと話をしていました。話の中で、その子の叔母さんも部落差別によって勘当されていること、未だに実家と行き来ができていないことが語られました。



私が初めて部落問題に直面してから今まで、数々の部落差別につながる出来事がありました。全てに共通して言えることは、そのどれもが人と人とのつながりを切ってしまうということです。時には、大切な家族でさえも壁に阻まれ、遠い存在にしてしまいます。それが差別です。

母は「差別に負けとったらあかん」とよく言っていました。今、その言葉を母がどのような思いで言っていたのか考えることがあります。“自分が生きたい人生を差別によって奪われず生きてほしい”という願いから発した言葉だったのではないかと思います。人は時として“差別する側”にも“差別される側”にもなり得ます。私は、人と人とのつながりを切ってしまうような人間には決してなりたくありません。自分の差別心とも真正面から向き合い、これからも“差別に負けない生き方”をしていきたいです。それが母の願いでもあると思うから。

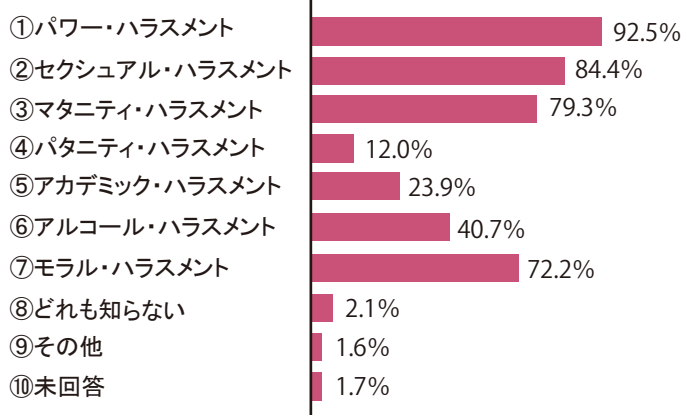
お互いを尊重できる社会をつくるために ～さまざまなハラスメントがあることをご存じですか～

ハラスメントとは「嫌がらせ、いじめ」のことを指し、他人に対して意図的に、あるいは意図せず不快感を与えたり困らせたりする言動や態度のことをいいます。ハラスメントの種類は多様であり、職場や学校、家庭などさまざまな場面で相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えといった発言や行動が問題となっています。

下記のグラフは、さまざまなハラスメントの認

知度について、令和4年度に実施した第7回市政アンケート調査の結果です。「パワー・ハラスメント」や「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」「モラル・ハラスメント」は認知度が高い一方で、「パタニティ・ハラスメント」や「アカデミック・ハラスメント」は認知度が低い結果となりました。

問「あなたは、次のハラスメントを知っていますか」



- ①主に職場での優越的な関係や権力を持った人から、身体的・精神的な嫌がらせや不当な扱いを受けること
- ②主に職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われたり、それを拒否した人が不当な扱いを受けること
- ③妊娠や出産、子育てを理由として嫌がらせや不当な扱いを受けること
- ④主に男性労働者が育児のために育児休業・時短勤務などの制度の利用を希望または利用したことで、嫌がらせや不当な扱いを受けること
- ⑤教育や研究の場で、教員や職員などから優越的な関係や権力を利用して、嫌がらせや不当な扱いを受けること
- ⑥飲酒に関連した嫌がらせ行為や迷惑行為を受けること
- ⑦職場や家庭において、倫理や道徳に反した言葉や態度などによって、精神的苦痛を受けること

これらのハラスメントを引き起こす要因としては、職場のコミュニケーション不足や、自分自身が思い描く固定的な観念や慣習、本人の無自覚などが挙げられます。自分にはそのつもりがなくても、自分の言葉や態度一つで、知らないうちに誰かを傷つけてしまい、差別やハラスメントをする側になってしまうことがあります。そうならないためにも、相手は性別や年齢が異なることはもちろん、性格や生き方、価値観など異なる内面性を持っていることを意識しましょう。自分にとっての当たり前は、相手にとっての当たり前とはならないことを意識した上で、相手の立場に立って、自分の考えや思いを伝えることが大切です。

また、ハラスメントを受けている人の中にはハラスメントを受けているという自覚がない人もい

ます。しかし、ハラスメントを受けた状態で我慢し続けていることは、心身の崩壊につながりかねません。辛いと感じたら我慢せず身近な人や専門機関に相談してみましょう。

ハラスメントはしている人、受けている人だけの問題ではなく、それを許している組織や社会の問題です。また、名誉や尊厳を傷つける人権問題であることを忘れてはいけません。私たち一人一人が、お互いの人権を尊重する社会をつくることのできるよう、今一度自分の言動を見直してみましょう。

津市としても、市民の皆さんにハラスメントについて考えていただく機会をつくるため、人権講演会や市民人権講座の開催、広報津などを利用してさらなる人権啓発を進めていきます。



人権相談窓口

津市人権課

みんなの人権110番

三重県人権センター相談電話

☎229-3165 FAX229-3366

☎0570-003-110

☎233-5500

インターネット
人権相談受付窓口



市民人権講座「職場における人権」 ～職場内で発生するハラスメント～

昨年12月6日に、サンデルタ香良洲で市民人権講座を開催し、反差別・人権研究所みえ事務局次長の本江優子さんに講演していただきました。

本江さんは、始めに世界人権宣言を紹介し、差別はあってはならないことを繰り返し強調されました。続けて「ハラスメントは身近な問題です。直訳すると嫌がらせです。嫌がらせをしようと思図しなかったとしても、相手に不快感を与えたり困らせたりする言動や態度がハラスメントです。まず、私たちは、ハラスメントは人権侵害だという認識を持たなければなりません」と話されました。他にもこの講演を通して、いくつか印象的なお話がありました。

例えば、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、発生の原因や背景の1つには「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」という男女の性別役割分担意識が考えられます。セクシュアル・ハラスメントをなくしていくためには、まずこの意識を払拭していく必要があります。

また、職場におけるパワー・ハラスメントは、

上司などが指導のつもりで言った言葉が人格を否定してしまっている場合などに起こります。大切なのは、職務上必要かどうかを見極めることです。そのため、指導する立場にある人は常に何のために指導するのか、何を指導するのか、自分自身の指導が適切なのか確認することが大切です。マニュアル化して職場全体で共有することも必要です。そうしないと誰でもいとも簡単に加害者側に立ってしまうからです。

そして、ハラスメントを受けた時は、一人で悩まないことも大切です。もし、そんな人を見かけたら声をかけることができる社会にしていきたいと思います。津市としても相談窓口の周知に努め、相談・支援体制の充実を図っています。

参加者からは「人により捉え方はさまざまなのでいつも想像力を働かせて人と関わっていききたい」「自分自身を見つめ直すことの大切さを実感した」との意見がありました。

私たち一人一人が、人権問題を自分自身の問題として受け止め、人権感覚を磨きながら、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を一緒にめざしていきましょう。



第41回全国中学生人権作文コンテスト 三重県大会表彰式が開催されました

昨年12月10日に、三重県人権センターで表彰式と朗読会が開催されました。この大会は、津地方法務局と三重県人権擁護委員連合会の主催で、中学生が人権尊重や基本的人権について考え豊かな人権感覚を身に付けることを目的としています。

表彰された作品の一つに、相手を知ることの大切さをテーマにした話がありました。この作文を書いた生徒は、全てがきっちりしていないと不安になり、言葉でうまく伝えられないと、さらにパニックになり自分を傷つけてしまう伯父を見て心が痛む、可哀想かわいそうとっていました。

その伯父は地域の学校に通っていたとき、差別の目を向けられたこともあったといいます。それでも家族は近所の子どもを家に呼んで、積極的に周囲の人たちと交流し、伯父が地域から孤立せずに自然に受け入れられるつながりをつくりました。この生徒は、そのような家族の話を聞くうちに、伯父のことを知らず知らずのうちに下に見ている自分がいたことに気づき、自らに問いかけま

す。「この社会は、誰にとっても優しく、生きやすい社会とっていいのだろうか。その人の世界や可能性が狭められていないだろうか」と。

そして、「初めは『可哀想』でいいよ。自分がそう感じるんだから。でも、どうして可哀想なのか、可哀想じゃなくするにはどうすればいいか、可哀想がその人を知るきっかけになればいいよね」というお母さんの言葉から、相手のことを知ることによって人と人がつながっていけば、誰もが安心して個性を発揮できる社会が築けるのではないかと考えていきます。

また、この生徒は「心ない言葉や冷たい視線を受けたことがある伯父さんは可哀想だと思う。でも、簡単に可哀想と感じて終わるのではなく、『なぜ?』と感じられる自分でいたい。そして『じゃあ、どうする?』と行動に移せる私でありたい」と続けました。

中学生の皆さんがこのように日常生活の中で気付いたり考えたりした姿勢に、私たちも学び、互いに認め合える社会をつくっていきましょう。

※中学生人権作文の入賞作品は、3月下旬以降に三重県立図書館などで閲覧できます。



人権標語・人権ポスター入選者一覧

人権標語

みつけよう なかまの個性と いいところ
気づかいが 縮める心の ディスタンス
認め合う それが差別をなくす 第一歩
「普通」とは 誰にとっての 「普通」なの

北村仁哉さん(芸濃中学校 3年)

志良堂心咲さん(一志中学校 3年)

仲野友浩さん(一般)

前川智恵さん(一般)

人権ポスター

最優秀賞



三好ひなさん(久居中学校 3年)



山内朋花さん
(大里小学校 5年)



松本弥佳さん
(誠之小学校 5年)



隅田紗衣さん
(千里ヶ丘小学校 5年)



久保菜々穂さん
(芸濃小学校 5年)



丸岡由芽さん
(みさとの丘学園 5年)



渡邊璃子さん
(安濃小学校 6年)



橋本明璃さん
(香良洲小学校 6年)



内川舞蘭さん
(一志西小学校 5年)



小嶋奈子さん
(大三小学校 6年)



竹田そよ果さん
(美杉小学校 5年)



戸野結菜さん
(南が丘中学校 3年)



杉山心優さん
(朝陽中学校 1年)



奥田結衣さん
(芸濃中学校 1年)



山下拳さん
(みさとの丘学園 7年)



嶺山日鞠さん
(東観中学校 3年)



高山未来琉さん
(香海中学校 3年)



坂口環花さん
(一志中学校 1年)



小西春志さん
(白山中学校 1年)



原林ももさん
(美杉中学校 3年)

選挙特集

令和5年3月16日発行

選挙管理委員会事務局

☎229-3236 FAX 229-3338

4月9日は 三重県議会議員選挙の投票日です

投票日当日の投票時間

午前7時～午後7時

4月9日(日)に三重県議会議員選挙が行われます。この選挙は私たちの代表として明るい社会、住みよいまちづくりに力を注いでくれる代表を直接選ぶ大切な選挙です。一票の重さを自覚して、自らの意思で、棄権することなく投票しましょう。

投票できる人

次の要件を満たし、津市の選挙人名簿に登録されている人

- 平成17年4月10日以前に生まれた人
- 令和4年12月30日以前に転入届を出し、引き続き津市の選挙人名簿に登録されている人

住所が変わった人の投票

- 令和5年3月10日以降に市内で住所が変わった人
前住所地の投票所で投票してください。

- 津市から県外へ転出した人

投票(当日投票または期日前投票)するまでに県外に転出された人は投票できません。

- 令和4年12月31日以降に県内の他の市町から津市に転入届を出した人

前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することになります。

- 津市から県内の他の市町に転出した人

津市の選挙人名簿に登録されていて、津市から転出し、投票する時点まで引き続き県内に住所を有する人で、新しい住所地の選挙人名簿に登録されていない人は津市で投票できます。

※県内へ転出した人・県内から転入した人が投票をするときは「引き続き三重県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示いただくとスムーズに投票できます。この証明書は、最寄りの市町の住民票発行窓口で交付を受けられます。この証明書を持参しない場合でも、引き続き三重県の区域内に住所を有していることが確認できれば投票できますが、確認に時間を要する場合があります。

投票所入場券

投票所入場券は、選挙人名簿に登録されている人に、世帯ごとに封筒で郵送します。封筒には同一世帯8人までの入場券が入っており、9人以上の世帯は2通になります。投票に出かけるときは、それぞれが忘れずにお持ちください。もし届かなかったり、紛失したりしたときは、投票所の受付係にその旨を申し出てください。選挙人名簿と対照の上、投票できます。

- 入場券の配達に関すること

津中央郵便局 ☎0570-032-690

- 入場券の内容などに関すること

選挙管理委員会事務局 ☎229-3236

新型コロナウイルス感染症対策

投票所では、消毒液の設置や定期的な換気、使い捨て鉛筆を準備するなど、感染症対策を徹底します(自身の筆記用具を持参し、記入することも可)。皆さんも期日前投票制度の利用や、比較的空いている時間帯での投票をご検討いただくなど、投票所での密を避けるためにご協力ください。

混雑が予想される時間帯

- 期日前投票所…10時～11時
- 当日投票所…9時～11時



また、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養をしているなど、一定の要件に該当する人は「特例郵便等投票」ができます。詳しくは、津市ホームページをご覧ください。津市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。



利用できる福祉サービス

投票所や期日前投票所への移動が困難な有権者で一定の要件を満たす人は、福祉サービスに関する制度を利用できる場合があります。詳しくは介護保険課(☎229-3149)または障がい福祉課(☎229-3157)へお問い合わせください。

代理投票と点字投票

自分で投票用紙に記入できない人は、投票所で投票管理者に申し出てください。係員の代筆で投票ができます。また、点字で投票する人は、投票所の受付係に申し出てください。点字版の候補者一覧が必要な場合も、受付係に申し出てください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳などを持っている人で、その障がいの程度が右表に該当する人は、郵便等による不在者投票をすることができます。詳しくは選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

代理記載制度

郵便等による不在者投票に該当する人で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人と、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載してある人は、あらかじめ届けられた人による投票用紙への代理記載ができます。

手帳などの種類	障がいなどの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹の障がい、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

各投票区の投票所

各地区の投票所は次のとおりです。各世帯に郵送する入場券に、投票所案内図が記載されていますので、記載された投票所へお越しください。前回の選挙から投票所が変更されたところは、太字で示してあります。

津地域

投票区	投票所	所在地
1	市役所本庁舎(1階ロビー)	西丸之内23-1
2	養正小学校(体育館)	丸之内養正町14-1
3	相愛保育園	相生町77
4	敬和小学校(体育館)	中河原445
5	敬和公民館	寿町21-22
6	橋南会館	柳山津興1535-27
7	阿漕塚記念館	柳山津興622
8	育生小学校(会議室)	下弁財町津興1350
9	橋南中学校(木工室)	上弁財町津興2537-4
10	セントヨゼフ女子学園(大会議室)	半田1330
11	橋南公民館	修成町12-1
12	津工会館	半田142
13	新町小学校(会議室)	八町三丁目3-1
14	西橋内中学校(金工室)	東古河町7-1
15	三重大学附属幼稚園	観音寺町523
16	県栄町庁舎(旧三重県民サービスセンター)	栄町一丁目954
17	南立誠小学校(会議室)	桜橋二丁目39
18	アストプラザ5階(ギャラリー2)	羽所町700
19	津西会館	一身田上津部田1355-5
20	西が丘小学校(体育館)	長岡町800-437
21	上浜団地集会所	上浜町四丁目49
22	旧北立誠幼稚園	江戸橋一丁目76-2
23	雲出保育園	雲出本郷町1165
24	城山会館	城山二丁目20-3

投票区	投票所	所在地
25	南郊公民館	高茶屋三丁目25-6
26	三重県工業研究所	高茶屋五丁目5-45
27	三重県立津高等技術学校	高茶屋小森町1176-2
28	藤水幼稚園	藤方1627
29	南が丘会館	垂水2882-1
30	南が丘小学校(ふれあいホール)	垂水2538-1
31	神戸小学校(体育館)	神戸332-1
32	泉ヶ丘集会所	野田21-863
33	旧片田幼稚園	片田井戸町43-8
34	櫛形小学校(体育館)	分部1211-1
35	安東小学校(体育館)	納所町245
36	緑の街集会所	河辺町3511-7
37	一身田小学校(体育館)	一身田大古曾355
38	一身田公民館	一身田町293-3
39	豊野会館	一身田豊野1406-479
40	町屋会館	栗真町屋町714-1
41	栗真保育園	栗真小川町274
42	白塚公民館	白塚町5205
43	白塚市民センター	白塚町2111
44	白塚団地第2自治会集会所	白塚町58-15
45	大里小学校(ランチルーム)	大里窪田町1821
46	高野尾転作促進技術研修所	高野尾町5417
47	豊が丘おおぞら会館	豊が丘二丁目47-11

■河芸地域

投票区	投票所	所在地
48	中別保公民館	河芸町中別保2034-3
49	豊津小学校(体育館)	河芸町一色1680
50	上野小学校(体育館)	河芸町上野2963
51	東千里公民館	河芸町東千里759
52	千里ヶ丘小学校(体育館)	河芸町千里ヶ丘13
53	黒田小学校(体育館)	河芸町北黒田109-1
54	南黒田公民館	河芸町南黒田442-1
55	三行地区農業構造改善センター	河芸町三行1228-1

■芸濃地域

投票区	投票所	所在地
56	芸濃総合文化センター(エントランスホール)	芸濃町椋本6824
57	明小学校(体育館)	芸濃町林325
58	旧安西小学校	芸濃町北神山310
59	雲林院福祉会館(1階多目的室)	芸濃町雲林院1019
60	落合の郷(管理棟)	芸濃町河内900

■美里地域

投票区	投票所	所在地
61	旧長野小学校	美里町北長野1435
62	高宮公民館	美里町足坂560-2
63	旧辰水小学校	美里町家所2045

■安濃地域

投票区	投票所	所在地
64	草生公民館(多目的ホール)	安濃町草生4249-1
65	村主公民館(多目的ホール)	安濃町連部69-1
66	安濃公民館(多目的ホール)	安濃町内多3653
67	明合幼稚園	安濃町大塚253-2

■久居地域

投票区	投票所	所在地
68	久居総合福祉会館	久居東鷹跡町20-2
69	誠之小学校(なかよしホール)	久居西鷹跡町424
70	成美小学校(体育館)	久居新町737
71	立成小学校(大会議室)	久居野村町560
72	久居さくらが丘集会所	久居桜が丘町1813-5
73	北口保育園	久居北口町554
74	北部保育園	久居北口町859-3
75	元町地区集会所	久居元町2099-2
76	須ヶ瀬構造改善センター	須ヶ瀬町1610-7
77	木造区集会所	木造町1581
78	桃園情報センター	新家町1365-5
79	こべき保育園	久居元町2314-17
80	戸木小学校(体育館)	戸木町880
81	七栗産業会館	庄田町517-1
82	栗葉幼稚園	森町284-1
83	一色公会所	久居一色町766-2
84	下稲葉公会所	稲葉町200
85	上稲葉ふれあい会館	稲葉町2764-1
86	榊原農民研修所	榊原町5104
87	下村教育集会所	榊原町8161-2
88	寺野垣内集会所	榊原町4696-1
89	榊原上教育集会所	榊原町10295-1

■香良洲地域

投票区	投票所	所在地
90	香良洲公民館(住民活動室)	香良洲町1876-1
91	香海中学校(体育館)	香良洲町128

■一志地域

投票区	投票所	所在地
92	井生公会所	一志町井生2691
93	大井公民館	一志町大仰217-1
94	井関公会所	一志町井関1550
95	波瀬ふれあい会館	一志町波瀬2232-2
96	室の口公民館	一志町波瀬6401-8
97	川合文化会館	一志町八太420-4
98	庄村集会所	一志町庄村244-1
99	高岡老人憩いの家	一志町高野1321-1
100	一志高岡公民館(ホール)	一志町田尻605-2
101	一志体育館(サブアリーナ)	一志町高野160-728
102	小山集会所	一志町小山401-1
103	虹が丘集会所	一志町虹が丘5-7

■白山地域

投票区	投票所	所在地
104	元取公民館	白山町城立305
105	家城小学校(体育館)	白山町南家城647
106	川口小学校(体育館)	白山町川口1991
107	大三農村集落多目的共同利用施設	白山町二本木1001-253
108	三ヶ野集会所	白山町三ヶ野2773-1
109	倭公民館	白山町中ノ村581
110	ハツ山農村集落多目的共同利用施設	白山町八対野994-1

■美杉地域

投票区	投票所	所在地
111	竹原多目的集会所	美杉町竹原2821
112	美杉総合文化センター(会議室)	美杉町八知5580-2
113	太郎生多目的集会所	美杉町太郎生2120
114	下太郎生中農業集落多目的集会所	美杉町太郎生4473-3
115	伊勢地地域住民センター	美杉町石名原1681
116	八幡地地域住民センター	美杉町奥津1288-8
117	美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	美杉町川上3372
118	丹生俣多目的集会所	美杉町丹生俣1360-2
119	多気地域住民センター	美杉町上多気1031
120	下之川地域住民センター	美杉町下之川6115



投票所の地図は
こちらから
ご覧いただけます

投票は 明るい未来を 築くかぎ



選挙公報

選挙公報は新聞折り込みで

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を4月5日(水)の朝刊に新聞折り込みで配布します。

選挙公報を折り込む新聞

朝日新聞、伊勢新聞、産経新聞、中日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞

新聞を購読していないなどで選挙公報が届かない場合は、郵送などによりお届けしますので、選挙管理委員会までご連絡ください。また、主な公共施設や市内の各郵便局にも置きますので、ご利用ください。 ※選挙公報は三重県のホームページでもご覧いただけます。



開票

開票は、4月9日(日)21時30分から、安濃中央総合公園内体育館で行います。

開票状況については、第1回目の速報を22時30分に開票所で行う予定です。

※津市ホームページ、ケーブルテレビ123ch(津市行政情報番組)でもご覧いただけます。

守られる投票の秘密

投票の秘密は、憲法や公職選挙法で固く守られています。誰が誰に投票したかは、投票した本人以外は分かりません。自分の判断で、投票しましょう。



当日投票所に行けない人は期日前投票または不在者投票を

投票当日、次の理由などで投票所に行けない人は、宣誓書を記入の上、期日前投票ができます。

宣誓書は、期日前投票所にも備えてありますが、入場券の裏面にも宣誓書が印刷してありますので、新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるためにも、あらかじめご記入をお願いします。

※宣誓書は、津市ホームページからもダウンロード可
※当日、投票に行く場合は宣誓書の記入は不要です。

期日前投票ができる人

①職務または業務に従事、親族等の冠婚葬祭などの

予定がある人

- ②レジャーや買い物などの用務または事故のため投票日に投票区の区域外に旅行または滞在する人
- ③病気、けが、妊娠、出産、老衰、身体の障がいのため歩行が困難な人
- ④県内の他の市町に転出した人(引き続き三重県の区域内に住所を有する旨の確認が必要)
- ⑤天災や悪天候により投票所に到達することが困難な人 ※新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される場合、⑤の事由に該当します。

期日前投票所

津市の選挙人名簿に登録されている人は、住んでいる地域に関係なく、定められた期間に以下の期日前投票所のどこでも投票できます。

と き	と ころ	
	期日前投票所の場所	所在地
4月1日(土)～8日(土) 8時30分～20時 ※期間中、土・日曜日も投票 できます	市役所本庁舎8階大会議室C(4月8日のみ1階ロビー)	西丸之内23-1
	市役所河芸総合支所1階防災研修室	河芸町浜田808
	市役所芸濃総合支所2階中会議室3・4	芸濃町棕本6141-1
	市役所美里総合支所1階会議室	美里町三郷48-1
	市役所安濃総合支所2階会議室2・3	安濃町東観音寺483
	市役所久居総合支所(ポルタひさい内)1階1A会議室	久居新町3006
	香良洲公民館1階住民活動室	香良洲町1876-1
	市役所一志総合支所1階住民活動室	一志町田尻593-2
	市役所白山総合支所2階203会議室	白山町川口892
	美杉総合文化センター会議室1・2	美杉町八知5580-2
4月5日(水)～8日(土) 10時～20時	イオンモール津南3階イオンホール	高茶屋小森町145

期日前投票は簡単です

- 投票所入場券が届いていればお持ちください。
- 印鑑は不要です。
- 期日前投票所にも候補者の氏名などを掲示しています。

期日前投票所の
地図は
こちらから



不在者投票ができる人

①期日前投票ができる理由に該当する人で、遠隔地に滞在中のため投票所に行けない場合は、滞在中の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

②指定病院、指定老人ホームなどの施設に入院・入

所中の人は、その施設で不在者投票ができます。

※申請手続きや書類の郵送などに日数を要しますので、お早めに申請手続きをお願いします。また、①については、マイナポータルを活用した電子申請を行うこともできます。



健康づくりだより

令和5年3月16日発行

健康づくり課

☎229-3310 FAX 229-3346

保健センターでは、各年代を通して健康づくりができるように、健康相談や健康教室、電話相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

保健センター名	問い合わせ	保健センター名	問い合わせ
中央	☎229-3164	安濃	☎268-5800
久居	☎255-8864	香良洲	☎292-4183
河芸	☎245-1212	一志	☎295-0112
芸濃	☎266-2520	白山	☎262-7294
美里	☎279-8128	美杉	☎272-8089

※香良洲・白山・美杉保健センターは、保健師が不在の時があります。

健康相談、栄養相談

保健センターでは、予約の上で健康相談、栄養相談を実施しています。希望する人は最寄りの保健センターへお問い合わせください。

マタニティ倶楽部

と き 4月12日(水)10時～11時45分

と ころ 中央保健センター

内 容(講師) 妊娠中に心がけたいお口の健康とバランス食(歯科衛生士・栄養士)

対 象 妊婦とその夫(パートナー)

定 員 15組程度

申し込み 3月20日(月)から同保健センターへ

離乳食教室

栄養士が離乳食の作り方の工夫やポイント、とりわけ食などについて紹介します。

	と ころ (保健センター名)	と き (4月)	対 象
離乳食教室 (初期)	一 志	19日(水) 10:00～ 11:00	妊婦、離乳食開始前または開始したばかりの乳児を持つ保護者
離乳食教室 (後期)	中 央	11日(火) 10:00～ 11:00	離乳食に不安がある、生後10カ月ごろからの乳幼児を持つ保護者

定 員 各15人程度 ※初めての人優先

持ち物 母子健康手帳、筆記用具、バスタオル

申し込み 3月20日(月)から各保健センターへ

出前健康教室・健康相談「元気づくり教室」

近所の仲間で作ったグループや老人会、PTA活動などの団体からの依頼により、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士などが地域の会場に出向いて、健康講話や体操、健康相談を行う「元気づくり教室」を開催しています。

回 数 1団体につき、年間2回程度

日 時 原則として月～金曜日9時～17時(木曜日の午後を除く)の間に、希望する時間を基に調整

内 容 健康に関すること(フレイル予防や生活習慣病予防などの健康に関すること)

申し込み 開催予定日の1カ月前までに各保健センターへお申し込みください。



子どもの予防接種を受けるときは…

予防接種により免疫をつくることで感染症などの病気が予防できます。

予防接種の接種間違いを防ぐために保護者は、子どもの氏名・年齢・受ける予防接種の種類を医師と確認しましょう。また、母子健康手帳、予診票、健康保険証を必ず持参しましょう。



母子健康手帳の交付は各保健センターなどで

母子健康手帳は、妊婦の健康管理や子どもの成長を記録できる大切なものです。妊娠が分かったら、速やかに交付を受けてください。母子健康手帳交付時に14回分の妊婦一般健康診査受診票を交付します。

持ち物

- 記入済みの妊娠届出書(産婦人科等で発行されます)
- 「マイナンバーカード」または「通知カードあるいは個人番号記載の住民票と運転免許証など(顔写真付き身分証明書1点または顔写真のない身分証明書2点)」

●保健センター(保健師などが母子保健制度の説明・紹介を行います)

交付場所(保健センター)	ところ	交付日時(祝・休日・年末年始を除く)
中 央	西丸之内 23-1 (津リージョンプラザ内)	月～金曜日 9時～17時
久 居	久居新町 3006 (ポルタひさい1階)	
河 芸	河芸町浜田 774	月～金曜日 9時～12時 ※12時～17時の時間帯は要事前連絡
芸 濃	芸濃町椋本 6141-1 (芸濃保健福祉センター内)	
安 濃	安濃町東観音寺 418 (サンヒルズ安濃内)	
香良洲	香良洲町 2167 (サンデルタ香良洲内)	
一 志	一志町井関 1792 (とことめの里一志内)	
白 山	白山町川口 892	
美 里	美里町三郷 44-1	月～金曜日 9時～17時 ※要事前連絡
美 杉	美杉町八知 5580-2 (美杉総合文化センター内)	

※保健センターでは、妊娠・育児についての相談も受けています。

●保健センター以外(保健師による母子保健制度の説明・紹介はありません)

交付場所	ところ	交付日時(年末年始を除く)
アストプラザオフィス (行政サービス窓口)	羽所町 700 (アスト津 4階)	月～金曜日 17時～20時 土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時
久居総合支所市民課時間外 証明書発行等窓口	久居新町 3006 (ポルタひさい1階)	月～金曜日 17時15分～20時 土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時

ジェミニキッズ～ふたご交流会～

育児を楽しむために、双子以上を妊娠中の人や育児中のお母さん同士で、交流や情報交換をしませんか。母子保健推進員がお待ちしています。

と き 5月9日(火)、7月12日(水)、9月12日(火)、11月15日(水)、来年1月9日(火)、3月13日(水) 10時～11時45分

と ころ 津リージョンプラザ1階中央保健センター

対 象 現在双子以上を妊娠中の人または双子以上を育児中の保護者

※5月9日(火)、11月15日(水)は双子以上の妊婦さん向け教室(さくらんぼ教室)も同時開催します。さくらんぼ教室は事前に同保健センターへ電話予約をしてください。



問い合わせ 中央保健センター ☎229-3164

受診可能な医療機関のご案内(24時間年中無休)

三重県救急医療情報センター
コールセンター ☎229-1199

救急医療情報医療ネットみえ

PC版・スマートフォン版 <https://www.qq.pref.mie.lg.jp/>
携帯電話版 <https://www.qq.pref.mie.lg.jp/k/>

応急措置方法のご案内、医療相談・健康相談など (24時間年中無休、通話料・相談料は無料)

津市救急・健康相談ダイヤル24

☎0120-840-299

医師や看護師など専門スタッフが、相談にお答えします。

月刊

図書館たいむず

2023
4月
April

令和5年3月16日発行
津図書館
〒514-8611 津市西丸之内23-1
(津リージョンプラザ内) ☎229-3321
HP <https://www.library.city.tsu.mie.jp>

●映画鑑賞会(無料)

と き ①4月2日 ②4月16日いずれも日曜日14時～(13時30分開場)

内 容 ①アニメ「おしりたんてい ププッ ブラウンものがたり」(60分) ②アニメ「ムーミン ママの巻」(100分)

ところ 津図書館2階視聴覚室

定 員 先着各30人(小学生以下は保護者同伴)

問い合わせ 同図書館(☎229-3321)

●子ども読書の日関連イベント

4月23日の「子ども読書の日」にちなんで、今年も本を題材としたイベントを実施します。

■謎解き！図書館ダンジョン

図書館に隠されている謎を解いて冒険カードを完成させよう！冒険カードは児童カウンターで配布しています。子どもから大人まで楽しめますので、ぜひご参加ください。

と き 4月1日(土)～5月7日(日)

ところ 津図書館

問い合わせ 同図書館(☎229-3321)

■絵本かるたであそぼう

絵本そのものを使ってカルタをします。絵本の好きな子、カルタの好きな子集まれ！

と き 4月23日(日)10時30分～

ところ 白山総合文化センター和室

対 象 小学生以下(未就学児は保護者同伴)

定 員 10人

申し込み 3月23日(木)10時から直接窓口または電話でうぐいす図書館へ

問い合わせ 同図書館(☎262-5000)



●大人のための音読会

早口言葉、詩・名作の音読などをを行います。

と き 5月10日、6月14日、7月12日いずれも水曜日10時～12時(全3回)

ところ 久居ふるさと文学館2階視聴覚室

講 師 鈴木実千代さん(朗読インストラクター)

定 員 先着20人

申し込み 4月8日(土)9時から直接窓口または電話で同文学館へ

問い合わせ 同文学館(☎254-0011)

●久居ふるさと文学館2階展示ギャラリー利用の申し込み開始

文化活動の発表の場として、個人やサークルなどで、ぜひご利用ください。

利用期間 4月26日(水)～12月25日(月)

※休館日を除く。

※原則として、水曜日～翌月曜日(6日間)を1クールとし、最長2クールまでとなります。準備と片付けの日数を含みます。

※営業目的や入場料などを徴収する催しには使用できません。

申し込み 4月8日(土)9時から直接同文学館窓口へ

問い合わせ 同文学館(☎254-0011)



●絵本DEお話ししよう会を開催

大人向けの絵本の読書会です。令和5年度から開催時間を変更します。新規の人もどうぞご参加ください。

開催日 毎月第3木曜日

開催時間 14時～15時30分

ところ 久居ふるさと文学館2階視聴覚室

定 員 15人

問い合わせ 同文学館(☎254-0011)

●古文書などのデータベース化について

津市図書館では、古文書など郷土資料をより幅広く市民の皆さんに閲覧していただけるように、所蔵している資料を順次データベース化しています。

津市図書館ホームページからアクセスして、書名や年代、分類などの基本的データのほか、一部は画像のデータを閲覧することもできます。



4月のおはなし会など

	内容など	と き	語り手
津図書館	小学生春のおはなし会 (ストーリーテリング)	1日(土)15時30分～	マザーグース
	ストーリーテリング (絵本や紙芝居を使わないおはなし会)	①1日(土)②8日(土)③15日(土)④22日(土) ⑤29日(土・祝)いずれも15時～	①マザーグース②⑤ポップコーン ③おはなしのたね④ききゅう船
	おはなし会 (絵本、紙芝居など)	6日・13日・20日いずれも(木)15時15分～	図書館職員 おんぱいがえしの会
	ちいさなおともだちのおはなし会 (赤ちゃん向け)	6日・20日いずれも(木)14時15分～	
久居ふるさと 文学館	おはなし会 (絵本、素語り、パネルシアターなど)	1日・15日いずれも(土)15時～	かたつむり
	おはなしの森 (年齢に合わせた絵本の読み聞かせ)	5日・19日いずれも(水)15時～	わらべ
	おはなしであそぼう！ (体・声を使ってお話の中を体験)	8日(土)15時～	かたつむり
	おはなしの泉 (親子で絵本の楽しさを体験)	10日(月)10時30分～	どんぐり
	絵本DEお話しよう会 (大人向けで参加者が発表会形式で行う絵本の読書会)	20日(木)14時～	かたつむり
	ブックトーク (テーマに合わせた本の紹介)	22日(土)15時～	
	だっこでおはなし！ (赤ちゃん向け、絵本・手遊び・わらべ歌など)	26日(水)11時～	
河芸図書館	楽しいおはなしの時間 (絵本、紙芝居など)	16日(日)11時～	ラッコの会
芸濃図書館	おはなし会 (絵本、紙芝居など)	8日・22日いずれも(土)11時～	こんぺいとう
安濃図書館	おはなし会 (絵本、紙芝居など)	22日(土)10時30分～	やまびこ会
きらめき 図書館	おはなし会 (絵本、紙芝居、わらべ歌、手遊びなど)	13日(木)10時30分～ ※香良洲浜っ子幼児園内子育て支援センターで開催	図書館職員
一志図書館	小さい子向きおはなし会 (絵本、紙芝居、わらべ歌、手遊び)	6日・20日いずれも(木)11時～	図書館職員とボランティア
	ひなたぼっこ春のおはなし会 (ストーリーテリング、絵本、紙芝居)	8日(土)11時～	ひなたぼっこ
	とことめっこのおはなし会 (絵本、紙芝居、わらべ歌など)	22日(土)15時～	図書館職員とボランティア
うぐいす 図書館	ボランティアのおはなし会 (絵本、手遊び、紙芝居、パネルシアターなど)	1日(土)15時～	よみっこ
	おはなし会 (絵本、手遊び、紙芝居、パネルシアターなど)	5日・12日・19日・26日いずれも(水)15時～	図書館職員
	おはなし会012 (赤ちゃんと保護者向け、絵本、わらべ歌など)	7日(金)11時～	図書館職員とボランティア
	えいごであそぼ！ (洋書絵本のおはなし会)	9日(日)11時～	外国語指導助手

4月 図書館カレンダー

□ は、休館日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

津図書館
☎229-3321 9時～19時
(土・日曜日、祝・休日は17時まで)

久居ふるさと文学館
☎254-0011 9時～18時
(土・日曜日、祝・休日は17時まで)

ポルタひさいふれあい図書室
☎254-0464 10時～21時
(土・日曜日、祝・休日は18時まで)

河芸図書館
☎245-5300 10時～18時

うぐいす図書館
☎262-5000 10時～18時
(土・日曜日、祝・休日は9時～17時)

芸濃図書館
☎265-6004 9時～17時

美里図書館
☎279-8122 9時～17時

安濃図書館
☎268-5822 10時～18時

きらめき図書館
☎292-4191 9時～17時

一志図書館
☎295-0116 10時～18時

美杉図書室
☎272-8092 9時～17時